

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 8 号
件 名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求めることについて
要 旨	<p>全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）、配達、集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、今年だけで地方議会の26か所以上で庁舎内における勧誘、配達、集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、または購読させられていることに驚愕しています。特にアンケート調査で、議員に勧誘され、購読しなければならないという圧力を感じたと答えた職員の割合が少ない自治体でも3割、多い自治体では8割に上っていることは、大変深刻な事態です。これも自治体がアンケート調査を実施して初めて明らかになったことです。</p> <p>具体例として、千葉県長生村議会では、令和5年6月から7月に、議員から職員へのハラスメントアンケート調査を実施しました。その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に、政党機関紙の勧誘、購読の強要が挙げられました。その被害数は、食事、酒を強要される、過剰な資料要求等の約2倍です。さらには、そのハラスメントを、職員は誰にも相談できなかったというのです。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国の自治体において、職員が心理的圧力を感じたという深刻な実情が明らかになったことから、新潟市役所においても、政党機関紙の勧誘行為に関して、心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和5年12月4日</p> <p style="text-align: center;">第1項 } 総務常任委員会 第3項</p>
受 理	令和5年11月22日 第528号

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然です。断れずに購読しているが、特定政党への援助に当たるのではないかと職務への後ろめたさを感じてしまうとの職員の苦悩も報じられています。職員は、政治的中立性、公平性、公正性への疑義を持たれぬよう、私的に政党機関紙の配達、集金に応じる際は、公共施設ではなく、自宅等のプライベートな場所で行うべきではないでしょうか。

そもそも、庁舎等管理規則によって、行政関係者や一般住民を問わず、庁舎内で無許可での営業・勧誘行為は禁止されているはずですが。大多数の議員の皆様は、明らかな営業行為であるため、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘を自粛されていると拝察します。もし、いまだに無許可で勧誘している一部の政党、議員がいる実態があれば、行政は、政治活動に伴う営業行為は庁舎等管理規則の営業許可申請事項であることを明示いただき、今後は無許可での営業行為を改めていただくよう求めてください。

以上のことから、次のことを求め陳情します。

記

- 1 議員は、庁舎等管理規則に定められている事項の厳守、また職員へのハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止または自粛すること。また、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入っての配達、集金が行われないように行政に求めること。
- 2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、行政は庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないため、職員で私的に購読したい方にはプライベートな場所（自宅等）を配達・集金先として推奨するなど、職員の努力、改善を求めること。
- 3 新潟市役所内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査、確認するよう行政に求めること。また、行政は心理的圧力を受けた職員がいた場合には、適切に対応すること。

